

韓国における懲罰的損害賠償制度の導入

田中 俊光

The Introduction of Punitive Damages into the Korean Legal System

Toshimitsu TANAKA

はしがき

2013年5月、韓国大手の乳製品メーカーである南陽乳業の営業社員が代理店を恫喝しながら購入ノルマを押し付け、少なくとも7年間にわたって「自爆営業」を強要していたことが、メディアで報じられた。代理店らに2,000億ウォンを超える被害を与えながら、韓国公正取引委員会は南陽乳業にわずか123億ウォンの課徴金を命じるにとどまるという、大企業への対応の手緩さに韓国社会は憤激し、不買運動も起こった。南陽乳業本社の代表は、国民に向けて不当な慣行の改善措置を表明し、2014年1月には南陽乳業の代理店への自爆営業強要は裁判所での有罪とされたが、2015年以降、月末になると売上げ目標を達成させようとする本部から本来の発注量よりも数倍多い商品が勝手に代理店に送り付けられ始め、売れ残った分をすべて代理店が自腹で廃棄処分するという事例が頻発した。代理店が南陽乳業を刑事告訴したが、検察は証拠が不十分として起訴せず、逆に南陽乳業が代理店を虚偽告訴罪で告訴する（後に「嫌疑なし」で不起訴）など法的な紛争へ発展すると、南陽乳業は当該代理店に対し、発注量よりも極端に少量を供給したり、包装用の袋を提供しなかったりなどといった嫌がらせで報復してきたという¹。南陽乳業の代理店への不当な圧力をめぐる争いは、

現在でも続いている。2019年9月、正義党の秋恵仙議員が記者会見を開き、南陽乳業本社の営業チーム長が22カ月にわたって15の代理店の売上帳簿を書き換えて9,500万ウォン余りの手数料をだまし取った疑いを指摘すると²、南陽乳業は、既に司法の場で嫌疑なしとして決着の付いたフェイクニュースをメディアで流したとして、法的対応も辞さない構えである³。

企業の営業活動において上記事件のような「自爆営業」が蔓延しているのは、何も韓国だけの話ではない。わが国においても、郵便局員の年賀ハガキ販売やコンビニでの恵方巻販売で営業成績を上げるために身銭を切る実態が暗黙のルールとなっているのは周知の事実である。しかし韓国社会では、相手に対して優越的な地位や立場にある者が高圧的に振る舞い、自分の指図通りに行動しない相手への身体的・精神的攻撃、人間関係の切り離しといったパワハラ行為が公然と横行していることが以前から問題視され、上記事件後の2013年には「갑질 (kap-chil)」という新語が流行した。とりわけ2014年12月に起きた大韓航空の経営陣による「ナッツリターン事件」は、日本のメディアでも갑질의典型として、やや過剰気味に取り上げられたことは記憶に新しい。

企業間取引における갑질의根絶に向け、韓国政府も公正取引委員会を中心に様々な取り組みを行っている。流通業、加盟店事業、下請け業、代理店事業の4つの業態での갑질의改善に向けた実態調査の実施、不正な取引慣行を監視するオンブズマンの設置などがそれである。一方、法的な対応として、갑질に暴行罪や脅迫罪といった刑法の処罰規定を適用するほか、民事上の

¹ SBSニュース2019年9月10日「'대리점 갑질' 대국민 사과까지한 남양, 여전히 '갑질'」(https://news.sbs.co.kr/news/endPage.do?news_id=N1005433020)、最終閲覧2019年9月28日。

² ハンギョレ2019年9月17日「남양유업 대리점 밀어내기 '갑질' 지금도 계속」(http://www.hani.co.kr/arti/economy/economy_general/909791.html)、最終閲覧2019年9月28日。

³ 中央日報、2019年9月27日「남양유업, “밀어내기 갑질했다는 주장, 법적으로 대응하겠다”」(<https://news.joins.com/article/23588929>)、最終閲覧2019年9月28日。

不法行為に対して実際の損害額を超過する懲罰的な賠償を課すことができるように法整備が進められ、一部の分野ではすでに個別法が施行されている。

このような最近の韓国での動きを受け、本稿は、懲罰的損害賠償が形成された英国および米国での運用の変遷から同制度の特徴を概観し、これが韓国でどのような過程を経て受容され法制化に至ったのかについて跡付けるとともに、その運用において生じうる問題点や今後の展望について考察する。

第1節 懲罰的損害賠償の形成過程と各国での運用

1. 英国および米国での展開

1) 英国での懲罰的損害賠償制度の成立と米国での受容

懲罰的損害賠償 (punitive damages) とは、不法行為に基づく損害賠償を請求する民事裁判において、悪意を持った不法行為を制裁・抑止する目的で実際の損害額を超える高額な賠償金を課す制度で、英国、米国、カナダなど英米法を基本とする国を中心に施行されている。

懲罰的損害賠償は、18世紀後半の英国のコモン・ロー上の陪審裁判を嚆矢とする。当時の英国の裁判所は、損害賠償の機能を損害の填補のみとせず、不法行為者への懲罰と将来における類似行為の抑止にあると認め、陪審の評決によって実損額を上回る賠償を命じる「見せしめ的な損害賠償」という概念を生み出した。見せしめ的損害賠償は、19世紀前半には「懲罰的損害賠償」と名称を変え、制度として大きな発展を見せたが、とりわけ当時の英国の裁判では、被害者の精神的苦痛といった「無形の損害」をいかに救済するかという点を重視する傾向が強かったため、名誉毀損、暴行、監禁、姦通といった個人の自尊心を屈辱的に侵害する事件において、被害者の報復感情を充足させるような高額な賠償金が陪審によって算定されることが認められた⁴。

⁴ 初岡 (2012) 21~23頁、吉村 (2007) 124~125頁。

英国で確立した懲罰的損害賠償の法理は、英国の植民地支配から独立した18世紀末の米国の裁判でも採用された。米国では19世紀に入ってからもその適応範囲を拡大させ、未成年者、高齢者、女性といった身体的・社会的弱者の諸権利を意図的に無視して侮辱的に侵害する個人に対し、社会的秩序や共同体の道徳心を保つ目的で頻繁に懲罰的賠償を認めた。さらに20世紀初頭になると、当時の米国の資本主義産業発展の礎として巨大な利権を握った鉄道会社などの大企業による職権濫用および不当行為を「公共の安全性」の観点から抑止し、処罰を補完するため、法人に対して懲罰的賠償が認定されるようになった⁵。

現在の米国での懲罰的賠償制度は、連邦制定法に定めがあるほか、州によっては懲罰としては原則認めない州や賠償金額に上限（懲罰賠償額を訴訟費用額までに制限するなど）を設ける州があるなど、運用は一様ではないが、大半の州で制定法上明示されている⁶。一方、英国では、1964年に当時司法機能を有していた貴族院が懲罰的賠償を認める条件として、(1)政府の公務員による強圧的・恣意的または違憲的行為、(2)被告に支払うべき填補賠償を超えた利益を得ようとする計算の上でなされた行為、(3)制定法で懲罰賠償が明文化されている行為のみとするよう判示して以来、限定的に運用され⁷、さらに1993年に控訴院で上記基準だけでなく、1964年以前に懲罰的損害賠償が認められた請求の原因のみを対象とするという判断が下され、この基準が現在でも維持されている⁸。また、英国では債務不履行などの契約違反には原則的に懲罰的損害賠償を認めていないのに対し、米国では近年、不法行為者に対する制裁と将来への抑止という本来英国から受容した役割を超え、製造・販売者と消費者との契約関係において、製造・販売者側の詐欺や害意による債務不履行の被害から消費者を保護する

⁵ 吉村（2007）163～177頁。

⁶ 初岡（2012）31頁。

⁷ 佐野（2011）120～121頁。

⁸ 樫（2014）133～134頁。

目的で懲罰的賠償を適用する事例が増えている⁹。

このように、英国のコモン・ロー上の陪審裁判によって認められた懲罰的損害賠償は、独立後の米国でも採用され、当時の米国社会の抱える不正な権利侵害を制裁・抑止する目的で英国よりも幅広く活用されてきた。

2) 20世紀以降の米国における懲罰的損害賠償の運用

① 懲罰的賠償の主観的要件

米国では、使用者による雇用差別を禁止する合衆国法典42編1981条により、人種・国籍差別を受けた労働者が直接裁判所に訴えを提起することができ、また、懲罰的賠償を含めた損害賠償を受けることができるとするが、懲罰的賠償の主観的要件として、加害者である被告の差別的行為に故意が必要か、無思慮（原告に発生しうる結果についての思慮を意識的に回避）または無関心（意識的に自己を無関心な状態に陥らせる）で足りるのかをめぐり、裁判所によってまちまちであった¹⁰。

これを受けて1992年に施行された「1991年市民的権利に関する法律（Civil Rights Act of 1991）」において、連邦政府以外の私人による雇用契約関係の全過程で、人種・国籍のみならず信教・性別による差別を根拠に懲罰的賠償を上限額付きで認めることが明文化された。そして懲罰的賠償の主観的要件は、被告の（故意はもちろん）無思慮または無関心が基準とされ、これらに基づく判決が合衆国最高裁で下された¹¹。

② 懲罰賠償の過度な高額化と違憲論争

前述の通り、英国と米国の民事裁判における懲罰的賠償は、陪審員が填補賠償とは別途にその可否および金額の算定を決定する権限を持っていた。懲罰賠償額の算定では、(1)違法行為の悪性の程度、(2)社会への影響、(3)原告に生じた被害の深刻度、(4)被告の財産状況などが考慮されたが¹²、明確

⁹ 初岡（2012）33頁。

¹⁰ 初岡（2012）53～62頁。

¹¹ 初岡（2012）62～67頁。

¹² 初岡（2012）34頁。

な算定基準がないため、不法行為を抑止・懲戒しようとするあまりに金額が過度に上昇し¹³、その結果、過剰な抑止が合衆国憲法の保障する基本権を侵害していると批判されるなど、現在でも議論が絶えない¹⁴。

まず、過度の罰金や残酷で異常な刑罰を禁止する合衆国憲法修正第8条に違反するという主張について、合衆国最高裁は1989年、同条は刑事上の刑罰に関して適用されるものと理解されてきたもので、私人間の民事裁判における懲罰的賠償は適用対象外であると判示した¹⁵。

このような米国における民事と刑事の峻別論は、二重危険の禁止を定める合衆国憲法修正第5条違反についての議論においても争われた。これについて裁判所では、民事上の懲罰的賠償と刑事上の刑罰はそれぞれ別の機能を持っていて独立しており、互いに補完関係にあるものとして、懲罰的賠償は二重危険の禁止に当たらないとする判断が支配的である¹⁶。

さらに、高額な懲罰的賠償が民事および刑事事件における法に基づく適正手続を定める合衆国憲法修正第5条および14条に違反し、連邦政府や州政府によって不当に財産が奪われているとの主張に対して、合衆国最高裁は1996年のBMW対ゴア判決で、(1)被告による不法行為の非難性の程度、(2)填補賠償額と懲罰的賠償の金額的バランス、(3)懲罰的賠償とその他の民

¹³ ただし、裁判官は陪審の算定した懲罰賠償額が過度に高額と判断した場合、合理的範囲までの減額または新たに選定された陪審による再審理を命ずることができる(初岡(2012)35頁)。

¹⁴ 過度に高額な懲罰賠償の例として、「マクドナルド・コーヒー事件(Liebeck v. McDonald's Restaurants)」が有名である。1992年、ニューメキシコ州のマクドナルドでコーヒーを膝にこぼして重度の熱傷を負った当時79歳の女性が、異常なコーヒーの熱さに火傷の一因があったとして治療費の補償を求めた訴訟で、陪審員は同店のコーヒーが約85度と家庭用コーヒーメーカーのものより約13度高く、コーヒーを渡すときに注意喚起をせず、カップに注意書きもなかったとして、補填賠償とは別途に同社のコーヒー売上高の2日分に相当する270万ドルを懲罰的損害賠償として支払うよう命じた。陪審評決後、判事が懲罰賠償額を補填賠償額の3倍に当たる48万ドルに減額し、最終的に計64万ドルの支払い命令が下されたが、最終的に両者で和解が成立している。

¹⁵ 初岡(2012)100~102頁。

¹⁶ 初岡(2012)102~104頁。

事制裁方法との金額的バランス——という3つの基準を示し、とりわけ(2)については、権利侵害の認定が困難な場合や非経済的損害の金銭的評価が困難な場合は、より高い倍率が正当化されうるとした¹⁷。その後、2008年のエクソン・シッピング社対バイカー事件判決で、アラスカ州で大型タンカーが座礁して広範囲にわたって原油を海洋流出させるという海事法事案に従来の適正手続審査を適用することを拒みつつ、裁判例を調査した結果をもとに、算定された懲罰的賠償額の上限を填補賠償額と同一までする基準が示されたが、その根拠はまったく説得力のないものであった¹⁸。

過度に高額化した懲罰的賠償は加害者を破産に追い込み、結果的に損害賠償債務の履行を確保できないことになる。一方で、低額な賠償は不法行為への懲罰と抑止の効果を低下させる。現在、米国の多くの州では、懲罰的賠償額の上限を規制する法が制定されているが、その規制方法は州によってまちまちである。これらを大きく類型化すると、(1)填補賠償額の倍数で制限するもの、(2)被告の税引き年収により制限するもの、(3)特定の上限金額により制限するもの、(4)填補賠償額の倍数または特定の上限金額を併用するものがある¹⁹。このように、被告が高額の懲罰的賠償を予見できないという問題に対し、上限額の設定や、填補賠償額に一定の数を乗じるなどの方法を講じているが、なぜその乗数なのか、陪審が混乱しない程度の根拠が必要である²⁰。また、コネチカット州やカンザス州では、懲罰的賠償額の算定のみを職業裁判官に委ねる立法によることで、事件ごとの賠償額のばらつき防止を試みているが、このような規定は、伝統的に陪審に認められてきた権限を侵害するものとして州最高裁で州憲法違反判決を下したオハイオのように、多くの州の司法が抵抗感を示している²¹。

¹⁷ 初岡 (2012) 112～115頁。

¹⁸ 初岡 (2012) 120～125頁。

¹⁹ 樫 (2013) 465頁。

²⁰ 樫 (2017) 55～56頁。

²¹ 初岡 (2012) 201～204頁。

2. イギリス連邦諸国における懲罰的損害賠償の運用

1) オーストラリア

オーストラリアでは、意識的な違法行為や他者の権利を軽視した者を制裁する目的で懲罰的損害賠償が認められてきた。英国が1964年に懲罰賠償を認容する基準を設けたことに対し、オーストラリア連邦高等裁判所は1966年、賠償を判断する陪審の権利を制限するもので、オーストラリアで理解されているコモン・ローと合致しないとして、これを継受しないことを判示した。その後も被告の主観を問わず、客観的に見て被告の行為に傲慢さがあれば、不動産・動産トレスパス、詐欺、名誉毀損といった事案で懲罰的損害賠償を認めている。ただし、(1)契約違反には懲罰的損害賠償を認めておらず、(2)填補賠償によって不法行為の制裁と抑止の役割を果たせない場合のみに限定し、(3)不法行為加害者が刑事手続で制裁を受けている場合は懲罰賠償を認めない——という制限を設けている²²。また、一部の州では特定の分野での懲罰的損害賠償を制限している²³。

2) ニュージーランド

ニュージーランドも英国が1964年に設けた懲罰賠償の認容基準を継受していない。ニュージーランドでは、1972年に制定された事故補償法により、国内の事故によって受けた人身被害を無過失に補償するACC (Accident Compensation Corporation) が1974年に創設された。事故による死亡や傷害の補償はACCが行うため、被害者が加害者を相手取って填補賠償を求める訴訟は禁止されている。ただし、1982年の控訴院判決で、事故補償制度のもとでも損害の填補を目的としない懲罰的損害賠償の請求は可能であるという判断が示された。だが、その後の裁判所は、懲罰的賠償は被告の行為が原告を危険にさらすことを主観的に意識し、または無謀に引き受けて行動する場合のみ認められうるとの判断基準を示し、懲罰的賠償の適用

²² 樫 (2014) 138~140頁。

²³ 박희주 (2014) 106頁。

を制限した。

ニュージーランドにおける懲罰的賠償は、事故補償制度との関連で個人間の不法行為訴訟を中心に展開しており、米国のように企業の反社会的活動を制裁するという意味合いはあまり見られない。また、その賠償額は2万NZドル（約130万円）前後で、高騰化することはほとんどない²⁴。

3. フランスにおける民法改正の動きと懲罰的賠償

フランスの不法行為における損害賠償法の目的は、民事責任と刑事責任の峻別の原則から、被害者に生じた損害の填補を主たる目的とし、制裁や抑止を目的とする懲罰的賠償は認めないとするのが伝統的な立場であった。しかし、民事責任においても制裁や抑止の機能を考慮する必要性が説かれ、民事罰という概念が生み出された。

2004年にフランス民法典200周年を迎えたのを機に、シラク政権下で民法典の現代化の機運が高まり、2005年にパリ第二大学名誉教授のカタラ氏を委員長とする37名の学者の手による「カタラ草案」が司法大臣に提出された。同草案1371条は、損害の填補だけでは行為者の利益になる結果を相殺できない明白に意図的な営利的フォートを有する行為者に対し、懲罰的損害賠償を命じる可能性を明記した。だが、同草案の懲罰的賠償は経済界からの反発が強く、特に不法行為責任だけでなく契約責任にも適用される可能性があるとして、改正は難航した。不法行為法の改革については、2009年に調査報告書が元老院に提出され、メディアによる人格権やプライバシーの侵害、知的財産権侵害、不正競争、および環境に対する侵害に限り、営利的フォートに対する懲罰的損害賠償の導入を肯定し、懲罰賠償額に填補賠償の2倍程度という上限を設けることが提言された²⁵。

民法典改正は経済界からの強い反発を受けながらも、2010年に法案が元

²⁴ 佐野（2011）116～120頁。

²⁵ 廣峰（2011）122～127頁。

老院に上程された。同法案第1386-25条は、不法行為上のフォートまたは意図的に侵害された契約上のフォートによる損害が、填補賠償では行為者の利得を相殺できない場合、裁判官は行為者に対し、填補賠償額の2倍を超えない懲罰的損害賠償を命じることができるとしている²⁶。

4. 中華人民共和国での懲罰的損害賠償の運用

中華人民共和国（以下、中国）の民法は、建国以降旧ソビエト連邦の影響を受けながら大陸法系で整備されてきた。そのため、従来は損害賠償の目的は被害者の損失填補にあるとされたが、近年、「消費者権益保護法」、「食品安全法」、「侵権責任法」などの法に懲罰的損害賠償制度が盛り込まれた。

1994年1月に施行された「消費者権益保護法」は、商品およびサービス提供時に詐欺行為があった事業経営者に対し、消費者の請求により、商品購入価格またはサービス価格と同額の懲罰的賠償を認めた。同法は2014年3月に改正施行され、(1)詐欺行為に対する懲罰的賠償の額を商品購入価格またはサービス価格の3倍または500元のいずれか高い方とし（法律で別途定めのある場合はそれに準じる）、(2)詐欺行為のほかに、瑕疵の存在を知らずながら消費者に提供して消費者および第三者を死亡させ、または健康上重大な損害を与えた場合、填補賠償とは別に損害額の2倍以下の範囲で懲罰的賠償を認めることで、事業者への懲罰を強化した²⁷。

また、2009年6月施行の「食品安全法」は、食品安全基準に適合しない食品を生産し、またはその事実を知らずながら販売した場合、消費者は生産者または取扱者に対して填補賠償とは別に商品価格の10倍の懲罰的賠償を請求することを認めたが、2015年10月の改正施行により、商品価格の10倍、損失額の3倍または1,000元のいずれか高い金額での懲罰的賠償請求が認

²⁶ 廣峰（2010）130～131頁。

²⁷ 李世剛ほか（2017）337～340頁。

められた。

さらに、2008年に中国国内の複数の乳製品メーカーが粉ミルクにメラミン樹脂を混ぜて水増ししていたことが発覚し、食の安全性や製品の品質をめぐり不満や怒りが噴出したのを契機に、2010年7月に「侵権責任法」が施行され、製造物責任についての懲罰的損害賠償が規定された。製品の欠陥を明らかに知りながら製造・販売し、他人を死亡させ、または健康上重大な損害を与えた場合、被害者は相応の懲罰的賠償を請求することを認めるとしたが、「相応の懲罰的賠償」が実際にどのくらいの金額になるのか明文化されておらず²⁸、当時の人々の憤懣を解消するために場当たりに規定された側面がある²⁹。

このように、現在の中国では不法行為に対する損害填補を超えた賠償がいくつかの法令により定められているが、公権力の威信は維持されるべきであるという中国が伝統的に持つ法的観念から、庶民の力によって不法行為を制裁・抑止する高額な懲罰的損害賠償が全面的に受け入れられるとは考えにくいという見方もある³⁰。

5. 台湾での運用

台湾は1945年以来、大陸法系の民法典を採用してきたが、1992年に施行された「公平交易法」(2015年1月改正)で、不正な競争手段により故意に損害を与えた事業者に対し、被害者の請求により、侵害の状況および結果を斟酌し、損害額の3倍以下の賠償を認め³¹。また、1994年に施行された「消費者保護法」で、事業者が提供した商品または役務による損害が故意による場合、消費者は損害額の3倍の懲罰的賠償、過失による場合は

²⁸ 最高人民法院は上限を設けずに裁判官の裁量に委ねるとしているが、有力説は裁判官の恣意的な認定を防ぐために実損額の3倍を上限とすべきであると提案している(朱擘(2013)8頁)。

²⁹ 朱擘(2013)10頁。

³⁰ 朱擘(2013)12~13頁。

³¹ 박인걸(2009)58頁。

損害額と同額の懲罰的賠償を請求することが認められたが、2015年の改正により、故意には5倍以下、重大過失は3倍、過失による場合は損害額と同額の懲罰的損害賠償をそれぞれ請求できるとし、賠償額の算定には、事業者の故意・過失の程度、事業者の経済状況、加害行為によって得た利益、事後の対応などを総合的に考慮するよう定められた³²。その他、故意の責任として賠償額を加重するものに「営業秘密法」「特許法」「著作権法」がある³³。

第2節 韓国での懲罰的損害賠償制度

1. 導入に至る経緯

韓国における従来の損害賠償の目的が、主として債務不履行や不法行為によって被害者に生じた損害を填補する点にあることは、わが国と同じである。そのため、1980年代半ばに韓国の法学界で懲罰的損害賠償制度の導入可能性が提起され³⁴、1990年に法務部に民事特別法制定分科委員会が発足する流れのなかにあっても、当時の裁判所は、不法行為者に対する制裁や抑止を目的とする懲罰的損害賠償について「不法行為の効果として損害の填補のみを認める韓国の民事法体系において認められていない賠償形態」と判示し³⁵、制度の導入に否定的な立場を採っていた。また、経済界も同制度の立法化の動きに猛烈に反対した。

2004年、大法院の傘下に発足した司法改革委員会において懲罰的損害賠償制度の導入について議論されたが、さらなる検討の後に導入の可否について決定することが望ましいとして先送りされた。翌年設置された司法制度改革推進委員会では、懲罰的損害賠償法試案を叩き台に、本格的な検討

³² 陳洸岳（2016）56～63頁。

³³ 박희주（2014）121頁。

³⁴ 김태선（2010）239頁。

³⁵ ソウル中央地方法院東部支院1995年2月10日宣告93가합19069判決。

が行われた。

同委員会において、制度導入に賛成する立場からは、(1)既存の損害賠償制度では被害者を十分に救済できず、(2)多数の少額被害者に対して賠償金額よりも不正利得の方が多くの場合に加害者が意図的に不法行為を行うことを抑制する必要性があり、(3)公的な刑事法による刑罰だけでは現代社会のさまざまな権利侵害を制裁する上で限界があり、懲罰的賠償制度の導入によって適切に対応できるという意見が出された。これらの賛成意見は、民法改正を通じた導入案と特別法を通じた導入案に分けられるが、民法改正論者は、大企業が起こりうる損害賠償分を費用に算入して不法行為を行うことを防止するために懲罰的損害賠償の上限を設けないとしたのに対し、特別法制定論者は、懲罰的賠償の上限について、(1)制限しない案、(2)填補賠償額の0.5倍以上3倍以下で5億ウォンを超えない案、(3)損害額の3倍以内とする案、(4)損害額の2倍以上5倍以下とする案とさまざまであった³⁶。

一方、導入に反対の立場は、(1)英米法系の判例によって発展してきた懲罰的賠償は、民事と刑事を峻別して填補賠償を損害賠償の原則としてきた韓国の法体系に合わず、(2)1つの行為に刑事処罰だけでなく制裁の性格を帯びた損害賠償を科すことは、二重処罰の禁止原則に違反し、(3)懲罰的賠償が制裁としての側面を持つにもかかわらず、刑事手続において被告人に保障されるような権利がなく、(4)原告に偶発的な所得を提供することは、弁護士を介した悪意の訴訟キャンペーンなどの濫訴を誘発し、(5)懲罰的賠償額の算定において、裁判官に過度の裁量を与えることになり、(6)懲罰的賠償の規模を加害者が事前に予測できず、過度に高額な賠償金の負担が結果的に企業活動を萎縮させ、また、賠償金を支払いきれない企業が破産に陥る可能性などを挙げた。

司法制度改革推進委員会での議論は、国民の共感や公論化の不足、二重処罰の可能性、企業への過重な負担などの問題を浮き彫りにしたまま、懲

³⁶ 김태선 (2010) 243~246頁。

罰的損害賠償制度導入の可否について結論を出せなかった。しかし、製品の安全性について消費者をだまして不正に利益を獲得したり、工業排水・産業廃棄物を不法に投棄して多くの人々の財産・生命・身体に損害を与えたりするなど、企業の営利を目的とした悪意的・意図的な不法行為によって多数の被害者が発生する事件が相次ぐなか、従来の実損害のみの填補賠償では被害者に十分な救済が行えないケースが増えたことから、悪質な企業への制裁と再発防止に向けた抑止の取り組みの一つとして、懲罰的損害賠償の導入の声が高まっていた。

そうしたなか、2011年3月に「下請取引公正化に関する法律」が改正され、初めて懲罰的損害賠償が導入された。その後、導入に慎重な意見のたがが外れたかのように短期間に多数の法令への導入が相次ぎ、2019年9月現在、19の法令に懲罰的損害賠償制度が盛り込まれて施行（および予定）されているほか、同制度を導入する数多くの法律案が国会に提案されている。

以下、現在施行されている法令を大きく「公正取引」「個人情報保護」「労働・人権」の3つの分野に分けて紹介する。

2. 懲罰的賠償制度の具体的内容と裁判事例

1) 公正取引分野

① 下請取引公正化に関する法律（下請法）【公正取引委員会】

「下請法」は、公正な下請取引秩序を確立し、元請業者と下請業者が対等な地位で相互補完的に均衡を保って発展し合うことで、国民経済の健全な発展に貢献することを目的とする。

韓国における初の懲罰的損害賠償導入は、2011年3月に新設された同法第35条第2項である。同項は、元請業者が下請業者から取得した技術資料を不当に第三者に流用させて損害を発生させた場合、被害者に対して損害額の3倍を超えない範囲で懲罰的賠償責任を負うことを定めたものである。同項は2013年5月に改正され、技術資料の流用のほかに不当な下請代金決定・減額、委託取消、返品も適用範囲に含めた。さらに2018年1月に再び

改正され、受注機会の制限や取引停止といった報復措置も懲罰賠償の範囲とした。故意または過失のないことの立証責任は、加害者である元請業者が負うものとした。

また、2013年5月に第35条第3項が新設され、賠償額を算定する7つの基準が設定された。すなわち、裁判官は、(1)故意または損害発生のおそれを認識した程度、(2)違反行為により下請業者とその他の人が受けた被害規模、(3)違法行為により元請業者が取得した経済的利益、(4)違反行為による罰金・課徴金の額、(5)違反行為の期間・回数など、(6)元請業者の財産状況、(7)元請業者による被害救済の努力の程度を勘案して懲罰賠償額を算定するものとしている。

2017年9月、水原地方法院城南支院で、同法に基づく懲罰的損害賠償を命じる判決が下された³⁷。本事件は、被告（元請業者）と工事請負契約を2014年11月に締結した原告（下請業者）が、契約締結時に最低入札金額よりも安価とするよう本件工事代金が決定されたことは「下請法」第4条第2項第7号に違反しているとし、同法第35条第2項を根拠に損害額（最低入札価格から本件工事代金を引いた額）の3倍の懲罰的損害賠償を請求したものである。裁判所は、最低価格で入札した金額よりも安価に下請代金を決定したことの正当性を立証する責任は被告にあるとした上で、不当な下請代金の決定行為が、元請業者が優越的地位を利用したもので、下請業者の自発的同意によるものでないと思われる場合、「下請法」第4条で保護されるべき下請業者の権利・利益を侵害する不法行為と認められ、また、被告が原告に支払うべき工事代金の一部が現在も未払いであることなどから、被告に対し原告の損害額の2倍に当たる損害賠償の支払いを命じた。その後、双方がこれを不服として控訴すると、2018年4月にソウル高等法院は、懲罰的損害賠償についての原告の主張を認めたものの、原告側が算定した未払い工事代金に重複計上された箇所があるとして、被告に対して

³⁷ 水原地方法院城南支院2017年9月19日宣告2016가합202844判決。

原告の損害額の1.5倍に当たる損害賠償の支払いを命じた³⁸。双方がこれを不服として上告したが、大法院はこれを棄却し³⁹、事件は確定した。

② 代理店取引の公正化に関する法律（代理店法）【公正取引委員会】

「代理店法」は、代理店取引の公正な取引秩序を確立し、サプライヤーと代理店が対等な地位で相互補完的に均衡を保って発展し合うことで、国民経済の健全な発展に貢献することを目的とする。

メーカー（サプライヤー）による代理店への咄咄については、本稿の冒頭で一例を挙げたとおり、韓国政府が代理店取引での不公正な取引行為の根絶に向けた取り組みを進めているが、本法はその一環として2015年12月に制定された。同法は第34条第2項で、サプライヤーが代理店に対し、商品・サービスの購入強制、経済的利益提供の強要といった不公正な取引行為により損害を発生させた場合、代理店に発生した損害額の3倍を超えない範囲で賠償責任を負うことを定めた。サプライヤーに故意または過失がないことの立証責任は、加害者であるサプライヤーが負うものとした⁴⁰。

また、同条第3項では、賠償額を算定する7つの基準を示す。裁判官は、(1)故意または損害発生のおそれを認識した程度、(2)違反行為により代理店が受けた被害規模、(3)違法行為によりサプライヤーが取得した経済的利益、(4)違反行為による罰金・課徴金の額、(5)違反行為の期間・回数など、(6)サプライヤーの財産状況、(7)サプライヤーによる被害救済の努力の程度を勘案して懲罰賠償額を算定するものとする。

③ 製造物責任法【公正取引委員会】

「製造物責任法」は、製造物の欠陥により発生した損害に対する製造業者などの損害賠償責任を規定することで、被害者保護を図り、国民生活の

³⁸ ソウル高等法院2018年4月5日宣告2017나2059193判決。

³⁹ 大法院2018年8月30日宣告2018다230038判決。

⁴⁰ 申榮秀は、第34条第1項で定める実損害の填補賠償では立証責任の被告への転換が規定されているものの、同条第2項は第1項に対する特別法であって、第1項の立証責任転換規定は第2項に準用できないとし、立法過程上の技術的なミスの可能性を指摘する（申榮秀（2017）41～42頁）。

安全の向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

製造物の多くが高度の技術によって製造されるなか、製造物に関する情報が製造業者に偏在していて、被害者がその欠陥の有無を科学的・技術的に立証することは極めて困難になっている。そのため、同法では、製造物を正常に使用している状態で製造物の欠陥により損害が発生したという事実を被害者が証明すれば、製造業者に損害賠償の責任を負わせる無過失責任を規定した。

同法に懲罰的損害賠償制度が導入されたのは、2011年に発覚した「加湿器殺菌剤事件」が大きな契機となっている。同事件は、1994年から2011年までにレキットベンキーザー社の韓国法人「オキシー・レキット・ベンキーザー」が販売した加湿器用殺菌剤に含まれる成分によって肺疾患者が大量に発生したものである。事件調査の結果、オキシー社が本事態を事前に防止することが可能で、事件後も被害の拡散を防止することが可能だったにもかかわらず、それを行わなかったことに故意または過失があるとして、「製造物責任法」に違反すると指摘された。2016年5月、「加湿器殺菌剤被害者と家族の会」、参与連帯、環境運動連合などの市民社会団体と共に民主党の徐瑛教議員が、第2の加湿器殺菌剤被害を防ぐために当国会中に懲罰的損害賠償制度をはじめとする関連法案を処理すべきだと訴えた。また同月、弁護士1,000人と大学教授200人からなる「懲罰的損害賠償を支持する弁護士・教授の会」が、第2の「オキシー事態」防止のための懲罰的損害賠償制度の導入が必要だとする声明を発表した。2017年1月、業務上過失致死傷罪などに問われたオキシー社の元社長に懲役7年、オキシー社に罰金1億5,000万ウォン、製品開発を行った研究所の元所長と別の殺菌剤メーカーの元社長に懲役7年、同社製品の類似品を製造・販売した「ロッテマート」の元代表で現ロッテ物産社長に禁錮4年、類似品を販売した「ホームプラス」の幹部に懲役5年の判決が下った。しかし、被害者とその家族は、被害の規模に比べて処罰が不十分だとして反発した。朴槿恵大統領が弾劾訴追されるなか、黄教安大統領権限代行のもと、公取委が

「懲罰的損害賠償制が導入されること自体が相当な警告効果がある」と述べ、製造物責任法への懲罰的賠償の導入推進を提言した。

これら一連の流れを受け、2017年4月に同法に第3条第2項が新設され、製造業者が製造物の欠陥を知らながら必要な措置をとらなかった結果、生命または身体に重大な損害を受けた者がいる場合、被害者の損害額の3倍を超えない範囲で懲罰的損害賠償責任を負うものとした。

また、同項では、賠償額を算定する7つの基準を示している。裁判官は、(1)故意性の程度、(2)当該製造物の欠陥により発生した損害の規模、(3)当該製造物の供給により製造業者が取得した経済的利益、(4)製造物の欠陥による刑事処罰・行政処分を受けた場合、その処罰・処分の程度、(5)当該製造物が供給された期間および供給規模、(6)製造業者の財産状況、(7)製造業者による被害救済の努力の程度を勘案して懲罰的賠償額を算定するものとする。

ただし、同法の対象は製造物に限定され、財産上の損害に関しては懲罰的損害賠償の対象外となる。また、適用条件が厳格なため、2018年8月の時点で実際に適用された事例はないという。

④ 加盟事業取引の公正化に関する法律（加盟事業法）【公正取引委員会】

「加盟事業法」は、加盟事業の公正な取引秩序を確立し、フランチャイズ本部と加盟店オーナーが対等な地位で相互補完的に均衡を保って発展し合うことで、消費者福祉の増進と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

同法は、2017年4月に損害賠償責任に関する第37条の2が新設され、同条第2項で、フランチャイズ本部が故意または過失により、加盟店オーナーに対して虚偽・誇張の情報提供、契約上の欺瞞の情報提供、商品・サービスの供給または営業支援などの不当な中断・拒絶・制限によって損害を発生させた場合、損害額の3倍を超えない範囲で懲罰的賠償責任を負い、故意または過失がないことの立証責任は、加害者であるフランチャイズ本部が負うものとした。同項は2018年1月に改正され、商品供給・営業活動支援の中断・拒絶・制限、フランチャイズ契約解除といった報復措置

も懲罰的賠償の範囲に含められた。

また、同条第3項では、賠償額を算定する7つの基準を示している。裁判官は、(1)故意または損害発生のおそれを認識した程度、(2)違反行為により加盟店オーナーが受けた被害規模、(3)違法行為によりフランチャイズ本部が取得した経済的利益、(4)違反行為による罰金・課徴金の額、(5)違反行為の期間・回数、(6)フランチャイズ本部の財産状況、(7)フランチャイズ本部による被害救済の努力の程度を勘案して懲罰賠償額を算定するものとする。

⑤ 独占規制および公正取引に関する法律（公正取引法）【公正取引委員会】

「公正取引法」は、事業者の市場支配的地位の濫用と過度な競争力の集中を防止し、不当な共同行為および不正取引行為を規制して、公正で自由な競争を促進することで、創意的な企業活動を助長し、消費者を保護するとともに国民経済の均衡のとれた発展を図ることを目的とする。

不当な共同行為および禁止されている報復措置をした事業者または事業者団体に対する法的抑止力を強化し、被害者の実質的な救済のため、2018年9月に第56条第3項が新設され、事業者・事業者団体が不当に競争を制限する共同行為（談合）をし、または当該行為の公取委への申告などを理由に被害者に報復措置をした場合、事業者・事業者団体に損害額の3倍以内の懲罰的損害賠償を行う責任を負わせ、故意または過失のないことの立証責任は、加害者である事業者・事業者団体が負うものとした。

また、同条第4項では、賠償額を算定する7つの基準を示している。裁判官は、(1)故意または損害発生のおそれを認識した程度、(2)違反行為による被害規模、(3)違法行為により事業者・事業者団体が取得した経済的利益、(4)違反行為による罰金・課徴金の額、(5)違反行為の期間・回数など、(6)事業者の財産状況、(7)事業者・事業者団体による被害救済の努力の程度を勘案して懲罰賠償額を算定するものとする。ただし、不当な共同行為をした企業が自己申告し、または証拠提供など調査に協力した場合は、賠償額は実損額を超過しないものとする（同条第5項）。

⑥ 大規模流通業における取引公正化に関する法律（大規模流通業法）【公正取引委員会】

「大規模流通業法」は、大規模流通業での公正な取引秩序を確立し、大規模流通業者と納品業者または売場賃借人が対等な地位において相互補完的に発展できるようにすることで、国民経済の均衡のとれた成長および発展に寄与することを目的とする。

大規模な流通業者との取引における弱者である納品業者に対する手厚い保護に向け、2018年10月に同法第35条の2第2項が新設され、大規模流通業者が納品業者に対し、不当な商品代金減額、返品、納品業者等従業員の不当使用、および報復措置（不当な契約条件変更、納品・売場賃借機会の制限、契約履行過程での不利益取扱い）により、納品業者に損害を発生させた場合、裁判所は損害額の3倍を超えない範囲で懲罰的賠償額を定めることができ、故意または過失のないことの立証責任は、加害者である大規模流通業者が負うものとした。

また、同じく同条第3項では、賠償額を算定する7つの基準が新設された。裁判官は、(1)故意または損害発生のおそれを認識した程度、(2)違反行為により納品業者が受けた被害規模、(3)違法行為により大規模流通業者が取得した経済的利益、(4)違反行為による罰金・課徴金の額、(5)違反行為の期間・回数、(6)大規模流通業者の財産状況、(7)大規模流通業者による被害救済の努力の程度を勘案して懲罰賠償額を算定するものとする。

⑦ 大・中小企業相生協力促進に関する法律（相生協力法）【中小ベンチャー企業部】

「相生協力法」は、大企業と中小企業間の相互創造協力関係を強固にし、大企業と中小企業の競争力を高め、大企業と中小企業の両極化を解消して共に成長することを達成することで、国民経済の持続成長基盤を構築することを目的とする。

受託・委託取引締結後に供給原価が上昇した場合、ほとんどの受託企業は、委託企業からの取引量の減少や取引停止などを恐れて納品代金の引き

上げを求められず、価格上昇分を一方的に負担していた。そのため、納品単価の調停協議制度を導入するとともに、納品代金の調停申請を理由に委託企業が報復措置をとることを禁止する必要がある。そこで2019年1月、同法に第40条の2第2項を新設し、委託企業が紛争調停申請者や不正を告知した者に対して受託・委託取引の物量を削減・停止し、または不利益な取扱いをして受託企業に損害を発生させた場合、損害額の3倍を超えない範囲で懲罰的賠償責任を負い、故意または過失がないことの立証責任は、加害者である委託企業が負うものとした。

また、同条第3項では、賠償額を算定する7つの基準が新設された。裁判官は、(1)故意または損害発生のおそれを認識した程度、(2)違反行為により受託企業およびその他の者が受けた被害規模、(3)違反行為により委託企業が取得した経済的利益、(4)違反行為による改善要求の内容および公表の有無、(5)違反行為の期間・回数、(6)委託企業の財産状況、(7)委託企業による被害救済の努力の程度を勘案して懲罰賠償額を算定するものとする。

⑧ 不正競争防止および営業秘密保護に関する法律（不正競争防止法）【特許庁】

「不正競争防止法」は、韓国国内でひろく知られている他人の商標・商号などを不正に使用するなどの不正競争行為と他人の営業秘密を侵害する行為を防止して健全な取引秩序を維持することを目的とする。

同法は、従来の規定では不十分であった企業の営業秘密保護を強化するため、2019年1月に第14条の2第6項を新設し、営業秘密を故意に侵害したと認められる者に対し、裁判所は損害額の3倍を超えない範囲で懲罰的損害賠償の額を定めることができるものとした。

また、同条第7項では、賠償額を算定する8つの基準が新設された。裁判官は、(1)侵害行為をした者が優越的に地位にあるかどうか、(2)故意または損害発生のおそれを認識した程度、(3)侵害行為により営業秘密保有者が受けた被害規模、(4)侵害行為により侵害者が得た経済的利益、(5)侵害行為の期間・回数など、(6)侵害行為による罰金の額、(7)侵害者の財産状況、(8)

侵害者による被害救済への努力の程度を勘案して懲罰賠償額を算定するものとする。

⑨ 畜産系列化事業に関する法律（畜産系列化法）【農林畜産食品部】

「畜産系列化法」は、畜産系列化事業に必要な事項を定め、畜産農家および畜産系列化事業者の競争力を強化し、畜産農家と畜産系列化事業者間の公正な取引と相互協力関係を図ることで、畜産業および国家競争力の健全な発展に寄与することを目的とする。

同法は、畜産系列化事業の登録に関する規定を新設して畜産系列化事業と契約農家の遵守事項を整備し、紛争調停制度手続を簡素化して実効性を高め、畜産系列化事業と契約農家が公正な取引の下で相互協力関係を発展させることができるように2019年1月に改正されたが、そのなかで第34条の2第2項が新設され、畜産系列化事業者が、出荷すべき家畜の受領拒否、飼育経費の減額、妥当でない家畜等検査基準の強要、事前通告のない契約変更、契約書不記載事項の強要によって契約農家に損害を発生させた場合、損害額の3倍を超えない範囲で懲罰的賠償責任を負い、故意または過失がないことの立証責任は、加害者である系列化事業者が負うものとした。

また、同条第3項では、賠償額を算定する7つの基準が新設された。裁判官は、(1)故意または損害発生のおそれを認識した程度、(2)違反行為により契約農家が受けた被害規模、(3)違法行為により系列化事業者が取得した経済的利益、(4)違反行為による罰金・課徴金の額、(5)違反行為の期間・回数、(6)系列化事業者の財産状況、(7)系列化事業者による被害救済の努力の程度を勘案して懲罰賠償額を算定するものとする。

⑩ 特許法【特許庁】

「特許法」は、発明を保護・奨励し、その利用を図ることで、技術の発展を促進して産業発展に寄与することを目的とする。

同法は、時代の要請に応じてこれまで50回以上にわたって改正を繰り返してきたが、発明という無形で観念的で抽象的な特許権は、一般の財産権と異なって直接支配・占有ができないために権利の侵害が容易で、裁判所

が認定する損害賠償額はほとんどの場合が少額であるため、頻繁に侵害行為が起きているにも関わらず、被害者の救済と再発防止が不充分であった⁴¹。そこで、2019年1月に第128条第8項が新設され、他人の特許権・専用実施権を故意に侵害したと認められる者に対し、裁判所は損害額の3倍を超えない範囲で懲罰的賠償の額を定めることができるものとした。

また、同じく同条第9項が新設され、賠償額を算定する8つの基準が設定された。裁判官は、(1)侵害行為をした者が優越的に地位にあるかどうか、(2)故意または損害発生のおそれを認識した程度、(3)侵害行為により特許権者および専用実施権者が受けた被害規模、(4)侵害行為により侵害者が取得した経済的利益、(5)侵害行為の期間・回数など、(6)侵害行為による罰金の額、(7)侵害者の財産状況、(8)侵害者による被害救済への努力の程度を勘案して懲罰賠償額を算定するものとする。

⑪ 実用新案法【特許庁】

「実用新案法」は、実用的な考案を保護・奨励し、その利用を図ることで、技術の発展を促進し、産業発展に寄与することを目的とする。

同法の第30条は、実用新案権者の保護に関し、「特許法」第128条の規定を準用すると定めている。そのため、他人の実用新案権を故意に侵害したと認められる者に対し、裁判所は損害額の3倍を超えない範囲で懲罰的賠償の額を定めることができるものとした。裁判官が懲罰的賠償額を算定する8つの基準もまた、「特許法」第128条が準用される。

⑫ 産業技術の流出防止および保護に関する法律（産業技術保護法）【産業通商資源部】

「産業技術保護法」は、産業技術の不正な流出を防止し、産業技術を保護することで、競争力を強化し、国家の安全保障と国民経済の発展に寄与することを目的とする。

⁴¹ 권인희 (2012) 29頁。2017年に行われた実態調査の結果、過去3年間で中小企業の平均被害金額は13.1億ウォンにのぼったという (나강 (2019) 523頁)。

同法は、中小企業や研究機関などが保有した重要な産業技術が他人により不正な方法などで流出・使用されることによる国家経済へのダメージを防止するため、2019年8月に第22条の2が新設され、同条2項で、産業技術侵害行為が故意であると認められる場合、裁判官は、(1)産業技術侵害行為を行った者の優越的な地位の有無、(2)故意または損害発生のおそれを認識した程度、(3)侵害行為により対象機関が受けた被害規模、(4)侵害行為を行った者が取得した経済的利益、(5)侵害行為の期間・回数など、(6)侵害行為による罰金の額、(7)侵害行為をした者の財産状況、(8)侵害行為をした者による被害救済の努力の程度——を勘案して損害額の3倍を超えない範囲で懲罰的賠償額を算定できるとした。

2) 個人情報保護分野

① 信用情報の利用および保護に関する法律（信用情報法）【金融委員会】

「信用情報法」は、信用情報業を健全に育成し、信用情報の効率的な利用と体系的な管理を図り、信用情報の誤用・濫用からプライバシーなどを適切に保護することで、健全な信用秩序の確立に貢献することを目的とする。

同法では、2014年に起きたカード会社の個人情報流失事件の対策の一環として、個人情報情報の保護を強化し、金融消費者の被害救済を強化するためのいくつかの措置がとられている⁴²。2015年3月に第43条第2項が新設され、信用情報会社またはその他の信用情報利用者（受託者を含む）は、故意または重大な過失によって違法に個人情報情報を漏洩・紛失・盗難・漏出・変造・毀損させて信用情報主体に損害を発生させた場合、損害額の3倍を超えない範囲で懲罰的賠償責任を負い、故意または重過失がないことの立証責任は、加害者である信用情報会社またはその他の信用情報利用者が負うものとした。

⁴² 司法政策研究院（2019）179頁。

また、同じく同条第3項が新設され、賠償額を算定する8つの基準が設定された。裁判官は、(1)故意または損害発生のおそれを認識した程度、(2)違反行為により受けた被害規模、(3)違法行為により信用情報会社またはその他の信用情報利用者が取得した経済的利益、(4)違反行為による罰金・課徴金の額、(5)違反行為の期間・回数など、(6)信用情報会社またはその他の信用情報利用者の財産状況、(7)信用情報会社またはその他の信用情報利用者が個人の信用情報を紛失・盗難・漏出させた後に行った回収努力の程度、(8)信用情報会社またはその他の信用情報利用者による被害救済への努力の程度を勘案して懲罰賠償額を算定するものとする。

② 個人情報保護法【行政安全部】

「個人情報保護法」は、個人情報の処理および保護に関する事項を定めることで、個人の自由と権利を保護し、ひいては個人の尊厳と価値を具現することを目的とする。

個人情報の収集・流出・誤用・濫用からプライバシーなどを保護するため、2011年に同法が制定・施行されたが、2014年1月のカード会社個人情報流出事故のような大規模の個人情報流出が頻発し、個人情報保護に対する認識が低いと指摘されていた。そのため、個人情報犯罪に対する制裁を強化するとともに、個人情報の流出による被害救済を強化するため、2015年7月に第39条第3項が新設された。個人情報処理者は、故意または重大な過失により個人情報を紛失・盗難・流失・偽造・変造・毀損させて情報主体に損害を発生させた場合、裁判所は損害額の3倍を超えない範囲で懲罰的賠償額を定めることができるとし、故意または重過失がないことの立証責任は、加害者である個人情報処理者が負うものとした。

また、同じく同条第4項が新設され、賠償額を算定する8つの基準が設定された。裁判官は、(1)故意または損害発生のおそれを認識した程度、(2)違反行為により受けた被害規模、(3)違法行為により個人情報処理者が取得した経済的利益、(4)違反行為による罰金・課徴金の額、(5)違反行為の期間・回数など、(6)個人情報処理者の財産状況、(7)個人情報処理者が情報主

体の個人情報に紛失・盗難・流出させた後に行った回収努力の程度、(8)個人情報処理者による被害救済の努力の程度を勘案して懲罰賠償額を算定するものとする。

③ 情報通信網利用促進および情報保護等に関する法律（情報通信網法）
【放送通信委員会】

「情報通信網法」は、情報通信網の利用を促進し、情報通信サービス利用者の個人情報を保護するとともに、情報通信網を健全で安全に利用することができる環境を造成し、国民生活の向上と公共の福祉の増進に貢献することを目的とする。

同法には本来、法定損害賠償制度が定められていたが、同制度だけでは個人情報の流出による財産被害の保全が困難であるとともに、その実効性に疑問の声が挙がっていた⁴³。そのため、2016年3月に第32条第2項を新設し、情報通信サービス提供者が故意または重大な過失により個人情報を紛失・盗難・流出・偽造・変造・毀損させて利用者に損害を発生させた場合、裁判所は損害額の3倍を超えない範囲で懲罰的賠償額を定めることができ、故意または重過失がないことの立証責任は、加害者である情報通信サービス提供者が負うものとした。

また、同じく2016年3月に同条第3項が新設され、賠償額を算定する8つの基準が設定された。裁判官は、(1)故意または損害発生のおそれを認識した程度、(2)違反行為により受けた被害規模、(3)違法行為により情報通信サービス提供者が取得した経済的利益、(4)違反行為による罰金・課徴金の額、(5)違反行為の期間・回数など、(6)情報通信サービス提供者の財産状況、(7)情報通信サービス提供者が利用者の個人情報を紛失・盗難・流出させた後に行った回収努力の程度、(8)情報通信サービス提供者による被害救済の努力の程度を勘案して懲罰賠償額を算定するものとする。

⁴³ 司法政策研究院（2019）181頁。

3) 労働・人権分野

① 期間制および短時間勤労者保護等に関する法律（期間制法）【雇用労働部】

「期間制法」は、期間制労働者および短時間労働者に対する不合理な差別を是正し、期間制労働者および短時間労働者の労働条件保護を強化することで、労働市場の健全な発展に寄与することを目的とする。

同法には従来、期間制労働者および短時間労働者に対する差別的取扱いを禁止する規定があったが、差別取扱いを受けた当該労働者の求めにより、差別的取扱い分の給与の支給や労働条件の原状回復といった是正措置を命じるのみで、故意および反復的な使用者の差別的取扱いを抑止できていないと批判されていた。そのため、2014年3月に第13条第2項が新設され、使用者の不合理な差別的取扱いに明白な故意が認められ、または差別的取扱いが繰り返される場合、労働委員会は期間制労働者および短時間労働者に発生した損害額の3倍を超えない範囲で使用者に懲罰的賠償を命令することができるものとした。

② 公益申告者保護法【国民権益委員会】

「公益申告者保護法」は、公益を侵害する行為を申告した人などを保護・支援することで、国民生活の安定と透明性のある社会風土の確立に寄与することを目的とする。

公益侵害行為の申告を活性化させ、申告者を保護するため、2017年10月に第29条の2第1項が新設され、公益申告等を理由に申告者に不利益措置をとって損害を発生させた者は、損害額の3倍以下の範囲で懲罰的賠償責任を負い、故意または過失のないことの立証責任は、加害者である不利益措置をとった者が負うものとした。

また、同じく同条第2項では、賠償額を算定する7つの基準が新設された。裁判官は、(1)故意または損害発生のおそれを認識した程度、(2)不利益措置により公益申告者などが受けた被害規模、(3)不利益措置により不利益措置をとった者が取得した経済的利益、(4)不利益措置をとった者が当該不

利益措置により受けた刑事処罰の程度、(5)不利益措置の期間・回数など、(6)不利益措置をとった者の財産状況、(7)不利益措置をとった者による公益申告者への被害救済の努力の程度を勘案して懲罰賠償額を算定するものとする。

③ 派遣勤労者保護等に関する法律（派遣法）【雇用労働部】

「派遣法」は、労働者派遣事業の適正な運営を図り、派遣労働者の労働条件などに関する基準を確立して派遣労働者の雇用安定と福祉増進に寄与し、人材需給を円滑に行うことを目的とする。

同法の第21条第3項は、派遣労働者の差別的取扱いに対する是正の求めおよび是正手続などに関し、「期間制法」の規定を準用すると定めている。そのため、派遣事業主の不合理な差別的取扱いに明白な故意が認められ、または差別的取扱いが繰り返される場合、労働委員会は派遣労働者に発生した損害額の3倍を超えない範囲で派遣事業主に懲罰的賠償を命令することができる。

④ 環境保健法【環境部】

「環境保健法」は、環境汚染と有害化学物質などが国民の健康ならびに生態系に及ぼす影響および被害を調査・糾明・監視して国民の健康に対する脅威を予防し、これを減らすための対策を講じることで、国民の健康と生態系の健全性を保護・維持できるようにすることを目的とする。

2011年に発覚した加湿器殺菌剤事件の真相究明と被害救済および再発防止のため、国会が立法に向けた努力をするも、類似の事例の再発を防止する立法的措置には進展が見られなかった。有害な化学物質を使用して製造された製品は、国民が相当に注意しても、その有害性を知ることは困難なことから、環境有害因子と環境性疾患に対する製造業者の注意義務を高めることが求められた⁴⁴。そこで、2018年6月に第19条第2項が新設され、

⁴⁴ 봉영준は、環境汚染の場合、紛争主体の多元化・多様化、原因の不明確性、被害の広域性・持続性・累積性といった特性から、填補賠償や課徴金といった手段よりも懲罰的損害賠償が予防的抑止の面で有効であると指摘する（봉영준 (2014) 54頁）。

事業者の故意または重大な過失により国民に環境性疾患が発生した場合、(1)故意または損害発生のおそれの認識の程度、(2)損害発生を減らすための努力の程度、(3)環境有害因子の有害性を考慮し、事業者には被害額の3倍を超えない範囲で懲罰的損害賠償責任を課すものとした。免責事項は、製造物責任法の規定を準用するとした。

3. 韓国における懲罰的賠償制度の特徴と問題点

以上、すでに懲罰的損害賠償制度を導入して施行されている19の法律について、対象となる不法行為、加害者の主観的要素とその立証責任、懲罰的賠償額の制限、懲罰的賠償額の算定基準などについて具体的に考察した。

分野別には、公正取引関係が大半を占め(12法令)、同分野では、主に企業取引間において供給側の故意または過失による忒咎れに対し、裁判官は、填補賠償とは別に7つまたは8つの基準によって実損額の3倍を上限とした懲罰的損害賠償を算定する。民事訴訟では原告側が挙証責任を負うのが通常だが、加害者である被告側に対して自己の行為に故意または過失がないことを立証するよう責任を転換させている点が、同制度の特徴といえる(ただし、「製造物責任法」「不正競争防止法」「特許法」「実用新案法」は、原告が挙証責任を負う)。

個人情報保護分野では、信用情報や個人情報を取り扱う事業者の故意または重過失による情報流出や濫用等によって利用者に与えた被害に対し、裁判官は、填補賠償とは別に8つの基準によって実損額の3倍を上限とした懲罰的損害賠償を算定する。挙証責任は上記同様、加害者である被告側が負う。

人権分野において、「公益申告者保護法」は、申告者への不利益措置による損害に対し、裁判官は、填補賠償とは別に7つの基準によって実損額の3倍を上限とした懲罰的損害賠償を算定する。挙証責任は上記同様、加害者である被告側が負う。一方、「環境保健法」は、事業者の故意または重大な過失によって環境性の健康被害を与えた場合、填補賠償とは別に3

つの基準によって実損額の3倍を上限とした懲罰的損害賠償を算定する。ただし、挙証責任は被害者である原告側が負う。

最後に、労働分野は、「期間制法」「派遣法」ともに使用者側の明白な故意による差別的取扱いや反復的な差別的取扱いによる被害に対し、実損額の3倍を上限とした懲罰的損害賠償が算定されるが、裁判官ではなく労働委員会が支払いを命令する点がほかの法律とは異なる。また、加害者の「明白な故意」という主観的要素を被害者である原告側が立証する責任を負うとする点も特徴的である。

1) 法制処法制支援総括課による法制化基準

その他、懲罰的損害賠償制度を導入した数多くの法案が現在国会で審議中であるが⁴⁵、すでに施行済みのものも含め、これらの多くは政府機関の作成するガイドラインに則って条文化が行われている点が注目される。国務総理の傘下機関である法制処法制支援総括課が作成した『法令立案・審査基準』には、懲罰的損害賠償についての項目があり、以下の4点を留意事項としている。第1に、懲罰的損害賠償制度を導入すべき分野として、(1)不法行為の結果による個別の事業者の利益は莫大である一方、個別の被害者の損害は少額に過ぎず、被害者が裁判手続で救済されにくい分野（環境汚染、消費者保護、食品衛生、保健医療など）、(2)不法行為を通じて獲得した加害者の利益が、被害者が受けた損害より大きいために悪意の不法行為が再発しているにもかかわらず、現行の損害賠償制度や課徴金のみでは不当利得を吐き出させにくい分野（公正取引、金融取引など）、(3)社会的弱者を特別に保護する必要がある分野で、被害者と加害者が持っている情報および情報アクセス性に関係があって被害を立証するのが困難な分野（労働、障害者など）などを優先的に検討すること。第2に、「下請法」や「加盟事業法」など、現行の一部の立法例で、過失の程度を区分せずに軽

⁴⁵ 2019年4月までに国会に提出されて審議中の法案の具体的な内容については、司法政策研究院（2019）187～197頁参照。国会で審議中の法案の現況は、韓国国会「議案情報システム」（<http://likms.assembly.go.kr/bill/main.do>）で確認可能である。

過失（通常の過失）の場合にも懲罰的損害賠償を認めているが、軽過失による不法行為にまで懲罰的賠償責任を認めることは、悪意の不法行為を抑制しようという制度導入の趣旨に合わない過度な制裁になり得るため、故意または重過失の場合のみ認めるよう規定することが望ましい。第3に、懲罰的損害賠償の限度額を規定しない、または過度に高額に定めることは、訴訟の濫発の問題、過剰禁止原則違反の問題を引き起こすため、現行の立法例を考慮して特別な事情がある場合を除き、3倍を超過しないように規定すること⁴⁶。第4に、懲罰的損害賠償制度が過剰禁止原則に違反しないよう、懲罰的損害賠償額を算定するときに考慮すべき事項を具体的に規定すること。その考慮事項として、(1)故意または損害発生のおそれを認識した程度、(2)違反行為により受けた被害規模、(3)違法行為により加害者が取得した経済的利益、(4)違反行為による罰金および課徴金、(5)違反行為の期間・回数など、(6)加害者の財産状態、(7)加害者の被害救済努力の程度——を挙げた⁴⁷。

以上の4つの事項を現行の法律と照らし合わせてみると、以下のような特徴が分かる。(1)懲罰的損害賠償制度を導入すべき3分野に関する新法が2017年以降に施行されており、また、具体例として提示されている食品衛生、保健医療、金融取引、障害者などに関しても、すでに法案として国会に提出されたものもあり、今後法制化される可能性が高い。(2)加害者の主観的要素のうち、過失を重過失のみに限定すべきだという指針については、本ガイドラインが出された2017年以降に施行された法律でも依然として単に「過失」とするものが多く、過剰抑止の危険性という本ガイドラインの問題提起は、さほど反映されていない。(3)現行の法律では、懲罰的賠償の

⁴⁶ 厳東燮は、被害者の実損害に一定の乗数をかけて賠償金を算定する方法は、いわゆる「倍額賠償」制度であって厳密な意味での懲罰的損害賠償ではないため、米国の懲罰的賠償に準じた厳格な実体的・手続的要件は求められないという意見もあるが、実損害以上の損害賠償であることを考慮すれば、懲罰的賠償に準じた実体的・手続的要件は必要であると指摘する（厳東燮（2015）257～258頁）。

⁴⁷ 法制処法制支援総括課（2017）499～500頁。

限度額をすべて損害額の3倍を超過しない額と規定しており、本ガイドラインの指針を完全に踏襲している。(4)現行の法律のうち、懲罰的損害賠償額の算定基準を定めていないのは、「期間制法」と同規定を準用する「派遣法」だけであるが、この2つの法律は上述の通り労働委員会が損害賠償を命令する行政処分であり、裁判官が命じるそれ以外の法律とは性質が異なる。また、算定基準が8項目のものうち、「不正競争防止法」「特許法」「実用新案法」は、加害者の被害者に対する優越的地位の有無の項目が追加され、個人情報保護分野である「信用情報法」「個人情報保護法」「情報通信網法」は、加害者による個人信用情報の回収努力の程度が追加されている。一方、「環境保健法」は、3項目のみを算定基準として定めている。

2) 韓国の懲罰的賠償制度の問題点

このように、法制処のガイドラインにおおよそ沿うかたちで個別法として導入されている懲罰的損害賠償制度ではあるが、依然として解決すべき問題点が残っているように思われる。

まず、第1に挙げるべきは、現行の民事と刑事を峻別する法体系との整合性の問題である。民事責任に刑事的な制裁の性格を帯びた懲罰的損害賠償制度を導入することが、韓国の法体系との整合性をめぐる議論の余地があるものの、事件被害者（およびその遺族）が刑事裁判で加害者への厳罰を望むよりも、民事裁判において懲罰的な損害賠償金を請求することで、被害者感情を緩和できるという、事件被害者の救済としての1つのあり方として懲罰的賠償制度の整備が進められていると理解できるが、民法を抜本的に改正せずに、特別法として個別の領域に対してのみ制度を導入する場合、どうしても新たに浮上した社会的問題に対する弥縫策としての法整備となるため、法制化された領域と未導入の領域との損害賠償上のアンバランスの問題が生じうる。また、米国でも議論になっている二重危険、二重処罰の禁止に抵触する可能性も払拭できていない。懲罰的賠償が争われる事件では被告の拘禁は認められていないのだから懲罰的賠償は刑罰ではないとして、違憲性について否定する意見もあるが⁴⁸、懲罰的賠償の有す

る制裁的側面から、刑事裁判で被告人の保障されている適正手続に準じた権利を被告に与えるなどの措置を講じる必要がある。

第2に、過剰処罰の禁止原則に違反する可能性である。法制処のガイドラインでは、通常の填補賠償額の3倍を超過しないように規定するよう指摘し、現在施行されている法律の懲罰的損害賠償はすべて3倍を超過しない範囲と規定されているが、なぜ「3倍」に設定したのか、根拠が明確でない⁴⁹。例えば、公正取引に関わる事件において、原告は当該訴訟により将来被告との取引関係を喪失するリスクを負っているのに、懲罰的賠償額が3倍以内に限られては、積極的に訴えを提起する動機にならない⁵⁰。しかし、懲罰的賠償の制裁・抑止としての性格を過度に強調して倍率を青天井または著しく高く設定した場合、企業は訴訟事件発生時の賠償リスクの見通しが立たず、通常の経済活動の萎縮を招きかねない。一方、集団訴訟において懲罰的賠償が適用された場合、被告企業が天文学的な賠償額を支払えず破産すれば、結果的に原告は本来支払われるべき賠償額を得られないことになる。

また、陪審制を採らない韓国では、事件への懲罰的賠償の適用可否が裁判官の裁量となり、かつ賠償額算定の裁量も裁判官にあるため、裁判官によって賠償額に大きな開きがあると裁判の公正性に疑義を生じさせる可能性がある。とりわけ裁判で言い渡された懲罰賠償が高額な場合、それが控訴審でも同様の水準での判決が言い渡されるとは限らないため、訴訟当事

⁴⁸ 박종렬 (2007) 160頁。

⁴⁹ 3倍という倍率の由来について、米国の独占禁止法上の3倍という定率の倍額賠償制度の影響が指摘されている(申栄秀(2017)47頁)。また、金次東は、3倍裁量賠償のかたちで導入されている現行の懲罰的損害賠償制度は、法違反行為に対する制裁の程度が過度に低いため、過剰禁止違反と判断される蓋然性はほとんどないとする(金次東(2016)377頁)。

⁵⁰ 申栄秀は、事案別に懲罰すべき倍率は異なりうるものであり、上限を一律に設定するのはふさわしくないとし(申栄秀(2017)49頁)、金次東は、法違反行為に関するさまざまな実証的研究を通じて10倍程度まで倍率を調整する必要があるとする(金次東(2016)392頁)。

者は訴訟の行方の予測することが困難になる。さらに事件が世間を騒がす規模のものになれば、強い国民情緒や世論に裁判官の判断が流される可能性もある。

従来、韓国の消費者被害事件では、精神的損害を原告が立証することが困難で、裁判官による慰謝料の算定額も過度に低いと指摘されてきた。そのため、懲罰的賠償による救済よりも、慰謝料請求を積極的に認定して算定額を全般的に引き上げることによって填補賠償の機能を強化することも必要である⁵¹。

さらに、損害賠償の高額化は、訴訟費用との関係で新たな問題を生じさせるおそれがある。米国の訴訟では、勝敗に関係なく双方が訴訟費用を負担し、原告は懲罰的損害賠償から得られた金額を弁護士費用に充てる。一方で韓国では、訴訟の目的価額に応じて一定の割合の弁護士報酬が訴訟費用に算入され⁵²、勝訴側は判決によって相手に当該訴訟費用を請求できるため、その分懲罰的損害賠償の金額に依存すべき程度は低い。また、請求する目的価額に応じて裁判所に納付する手数料が高くなり⁵³、万一敗訴した場合の弁護士費用や鑑定費用なども請求額を基準として算定されるため、原告としては高い訴訟費用を払って懲罰的損害賠償を請求することはリスクが高くなる。

第3に、高額な損害賠償が引き起こし得る、また別の問題がある。刑事罰である罰金・科料、行政罰である過料、独占禁止法などでの課徴金など、国家による金銭的制裁はすべて国庫に納付されるが、懲罰的損害賠償は被害者に直接支払われることになる。そのため、消費者としての被害を口実に懲罰的損害賠償を請求する「職業クレーマー」が活動する可能性がある。このような事例は、実際に中国で発生している。中国では、1994年に「消

⁵¹ 김태선 (2010) 250~254頁。

⁵² 「弁護士報酬の訴訟費用算入に関する規則」(大法院規則第2779号)

⁵³ 「民事訴訟等印紙法」(法律第12892号)。例えば訴訟目的価額が10億ウォンの場合、手数料は405万5,000ウォンになる。

消費者権益保護法」が施行されてまもなく、製品に欠陥が存在することを事前に把握しながらあえて同製品を購入した後、同法を根拠に事業者に対して製品購入費用の返還とともに同額の懲罰的賠償を請求する王海氏を代表とする集団が出現し、その適法性をめぐって大論争となった⁵⁴。韓国においても同種の事件が発生することは充分考えられることから、「製造物責任法」上の「生命または身体に重大な損害を受けた者」の定義や懲罰的損害賠償の認定基準をより明確にしておく必要があるように思われる。その一方で、弁護士が高額の弁護士費用目当てに被害者の訴訟提起を煽る営業活動を展開する可能性も否定できない。

第4に、懲罰的損害賠償制度の条文について、どの法律にも紋切型に酷似した字句が用いられているが、その表現の曖昧さが指摘されている。たとえば、改正「特許法」について、現役の弁護士からは、「要件を厳格に適用すると、すべての開発主体に未必の故意に近い責任が課されることになり、さらに特許調査を通じて侵害の事実を知りながら措置をとらない場合は故意による侵害の可能性が高まる一方、侵害の事実を知る努力すらしないときは逆に責任が軽くなるという問題が生じうる」という意見や、「懲罰的賠償額を算定する8つの基準について、これは裁判官が『必ず考慮すべきこと』なのか『考慮し得ること』なのか混乱するなど、いくつかの部分で字句が正確でなく、また、法の性格を考慮すれば、3倍増額の程度を判断するときに故意による侵害の有無が最も重要である筈なのに、これに該当する事項が第2項に置かれているなど、条文構成に未整備な面がある」という指摘が出ている⁵⁵。また、「故意」の判断基準が明確でないという批判を受けて、改正「特許法」施行前の2019年6月末、ソウル中央地方法院知財専門裁判部に所属する裁判官をはじめ全国の裁判官30人余りと技術

⁵⁴ 李世剛ほか（2017）342～344頁。

⁵⁵ 法律新聞、2019年8月26日「(단독) 소송실무 간과 '징벌적 배상제'…'제도정비' 목소리 높다」(<https://www.lawtimes.co.kr/Legal-News/Legal-News-View?serial=155284>)、最終閲覧2019年10月1日。

審理官ら専門家20人余りが裁判所で非公開の緊急会議を開催し、補完策を話し合ったが、明確な結論を出せなかったという⁵⁶。

これらの問題点をはらんだ韓国の懲罰的損害賠償制度であるが、実際の裁判ではほとんど認定されていないのが現状である。司法政策研究院の調査によると、2019年4月30日現在、懲罰的損害賠償をめぐる争われた事件は、「下請法」関連が9件、「期間制法」「代理店法」「加盟事業法」がそれぞれ1件と合計わずか12件で、そのうち懲罰的損害賠償請求が減額されてものも含め（上述第2節の2参照）、認められたのは2件のみだという⁵⁷。2011年3月の改正「下請法」で導入が始まった懲罰的損害賠償制度は、多くの個別法を量産しながらも、ほとんど被害者救済の手段として活用されていないことが分かる。

4. 韓国における懲罰的賠償制度導入の展望

懲罰的損害賠償の目的は、故意または不思慮により相手に損害を与える不法行為者または契約違反者を制裁し、将来類似の行為が発生することを抑止する点にあることは、これまで何度も述べたとおりである。現在韓国で施行されている懲罰的損害賠償を盛り込んだ法令は公正取引に関わるものが多いが、制裁の効果としては、悪意を持って不公正な行為により経済的な利益を得た被告の不正利得点を吐き出させるもので、抑止の効果としては、不正に利得しうる額よりも填補賠償と懲罰賠償による支払い額の方が高くなることを意識させることで、不法行為や契約違反を未然に抑制させることをねらったものである。

⁵⁶ 法律新聞、2019年8月26日「(단독) ‘3배까지 징벌적 손해 부과’…부실 입법에 ‘법원 고민’」(<https://www.lawtimes.co.kr/Legal-News/Legal-News-View?serial=155282>)、最終閲覧2019年10月1日。これについて나강は、特許発明を正当な権限なく悪意で無断盗用する場合はもちろん、「客観的に違法であると評価される一定の結果の発生という事実さえあればよい」という大法院の判断（大法院2002年7月12日宣告200146440判決）が基準になり得ると指摘する（나강（2019）538頁）。

⁵⁷ 司法政策研究院（2019）203～221頁。

このような施策は、利益獲得型の不法行為には従来の損害賠償法では対応できないとの声が相次ぎながら、依然として不法行為訴訟の目的は損害の填補にあるという立場に立つわが国の司法の現状を踏まえれば、現実的な改革といえる。しかし、刑事処罰や課徴金などとは別途に民事上の制裁として被告に懲罰的賠償を課すことについて、民事陪審を採用していない韓国で、どれだけ国民からコンセンサスを得られているのか疑問である⁵⁸。現在、懲罰的損害賠償に関する大法院の判決は棄却判決しか存在せず、同制度に対する世論の具体的な反応は明らかではないが、忖度による事件が後を絶たない韓国社会において、その抑止に向けた目的はあるとしても、財閥をはじめとする大企業が不当に優遇されているとして中小企業や一般市民が批判的な眼差しを注ぐ雰囲気の中、経済的強者に経済的な懲罰規定を設けることで国民感情の溜飲を下げるという、大衆迎合的な「立法活動」に成り下がらないか懸念される。懲罰的損害賠償制度が、むしろ韓国政府による韓国財閥への法的な忖度の手口になってはならないと考える。

懲罰的損害賠償制度の導入による大企業の忖度対策の矛先は、韓国の財閥だけに止まらない。韓国では2018年春以降、国内で購入されたBMW社製自動車が走行中に出火するという事故が頻発した。BMW 코리아は、韓国製の再循環装置に欠陥があるとして17万台以上をリコールしたが、同様の事故の発生は止まらず、BMWの広報担当による「韓国特有の問題の可能性」とのコメントに、世論は「他国の消費者より差別的に韓国の足下を見ている」「BMWによる忖度だ」として沸騰した。このような反BMW

⁵⁸ 2016年5月にソウル地方弁護士会が行った調査では、会員弁護士の91.7%が懲罰的損害賠償の導入に賛成と回答した。懲罰賠償の上限については、10倍以上が31.8%、10倍が23.6%、3倍が18.6%、5倍が17.3%の順であった。また、韓国消費者団体協議会が第20代国会議員を対象に行った調査では、回答者の85%が懲罰的損害賠償の導入に賛成と答えた。一方、中小企業中央会が中小企業を対象に2015年に行った調査では、懲罰的損害賠償制度を知っていると答えたのは回答者の65.3%で、回答者の71.9%が同制度に実効性があるとし、63.3%が同制度の適用範囲を拡大すべきと答え、もっと制度に関する広報活動をすべきだという意見が回答者の40%を占めた(司法政策研究院(2019)221~225頁)。

の国民感情のなか、同年9月に李洛淵國務總理主宰の国政懸案点検調整会議と国土交通部が合同で「自動車リコール対応体制革新方案」を発表した⁵⁹。これは、自動車メーカーが車両の欠陥を知った後も対応措置をとらず、消費者に重大な損害が発生した場合、被害者の生命・身体・財産に発生した損害額の5～10倍の懲罰的損害賠償を課すという「自動車管理法」および「製造物責任法」の改正を推進するというものであった。そして、2019年1月、米国のレモン法をベンチマーキングしたという改正「自動車管理法」が施行された。同法は、納車1年以内で走行距離が2万キロ以内の新車で、同一の主要パーツの故障が2回（主要パーツでない場合は4回）発生した場合、メーカーは製品の交換・払戻の義務を負い、訴訟における部品に欠陥がないことの立証責任は自動車メーカーが負うという内容である。現在、韓国の主要メーカーとBMW、ボルボ、日産、ジャガーなどの外国車が韓国版レモン法を導入しているが、自動車の安全管理について多くの厳格な基準・規制を設けてきた米国と異なり、関連法が「自動車管理法」程度と未整備な現在の韓国で、懲罰的損害賠償制度の導入によって利用者本位の方策を実現させることができるのだろうか。また、利用者保護の土壌が米国よりも未成熟な韓国の自動車業界において、韓国の自動車メーカーは今後日本車並みに故障率の少ない自動車を量産していけるのか、甚だ疑問である。ちなみに現行の「自動車管理法」には懲罰的損害賠償の規定がなく⁶⁰、「自動車損害賠償保障法」第4条でも損害賠償責任は民法の規定によるとしていることから、結局「製造物責任法」が今後改正されるのを期待するという骨抜き規定になっている点は見逃せない。

2017年5月に誕生した文在寅政権以降、韓国での慰安婦合意の破棄や大

⁵⁹ 国土交通部サイト内「報道資料」の「[자동차리콜 대응체계 혁신방안] 발표」(http://www.molit.go.kr/USR/NEWS/m_71/dtl.jsp?id=95081298#)、最終閲覧2019年10月20日。

⁶⁰ 2020年2月施行の改正「自動車管理法」にも懲罰的損害賠償に関する規定は存在せず、懲罰的損害賠償規定を盛り込んだ「自動車管理法」改正案は現在も国会に提出されたままである。

法院の徴用工判決、日本政府による輸出優遇対象国からの韓国の除外と韓国政府の報復措置と、日韓両政府の関係はこれまでにないほど泥沼にはまり込むなか、日本製品の不買運動や日本旅行のキャンセルといった抗議活動が韓国国内で沸き起こった。韓国向け半導体材料の3品目の輸出を個別に審査するという日本政府の発表に、自国の工業が日本製の素材に予想以上に大きく依存してきたことを知った韓国人は「輸出規制で脅してきた」「弱みに付け込んできた」と感じ、これを日本政府からの罅隙と受け止めたものと考えられる。韓国人による日本製品不買運動や日本旅行キャンセルが、反日的な世論のなかで「正義」として繰り返られる日本企業や日本社会への「懲罰」であるとすれば、今後「製造物責任法」を根拠にして日本企業を狙い撃ちにする懲罰的損害賠償請求の企画訴訟運動の続発という新たな問題が浮上するかも知れない。

参考文献

〔韓国語〕 (가나다順)

권인희 (2012)、 「특허법상 징벌적 손해배상제도 도입 가능성에 관한 속고—하도급법상 징벌적 손해배상제도의 도입에 즈음하여」 『법학논총』 27、 崇実大学校法学研究所。

金次東 (2016)、 「징벌적 손해배상제도 도입방안에 관한 연구」 『법경제학연구』 13-3、 韓國法經濟学会。

김태선 (2010)、 「징벌적 손해배상제도에 대한 고찰—민법개정에 따른 도입논의와 관련하여」 『민사법학』 50、 韓國民事法学会。

나장 (2019)、 「개정 특허법상 손해배상 규정체계에 관한 소고—신설된 징벌적 손해배상 규정을 중심으로」 『法学研究』 30-1、 忠南大学校法学研究所。

박인걸 (2009)、 「중국 징벌적 손해배상제도의 개관」 『법학연구』 28、 全北大学校法学研究所。

박종렬 (2007)、 「징벌적 손해배상에 관한 연구」 『법학연구』 26、 韓國法

学会。

박희주 (2014)、『외국의 징벌적 손해배상법제 및 사례 연구』、韓國消費者院。

法制処法制支援總括課 (2017)、『법령입안·심사기준』。

봉영준 (2014)、「환경분쟁해결 수단으로서 징벌적 손해배상제도」『漢陽法学』26、漢陽法学会。

司法政策研究院 (2019)、『징벌적 손해배상의 적정한 운영방안에 관한 연구』。

申榮秀 (2017)、「공정거래법상 징벌적 손해배상제도 도입의 쟁점과 전망」『저스티스』163、韓國法学院。

嚴東燮 (2015)、「한국 민법상 비재산적 손해의 배상과 징벌적 손해배상」『民事法学』71、民事法学会。

〔日本語〕（五十音順）

佐野隆 (2011)、「懲罰的賠償の現状—ニュージーランドおよびイングランド」『比較法研究』72、比較法学会。

朱擘 (2013)、「中国における懲罰的損害賠償制度の概観—光と影が交錯する社会での運用」『みんけん』677、民事研修編集室。

陳洸岳 (2016)、「台湾における役務提供者責任と懲罰的損害賠償責任の展開—消費者保護法の規定を中心に」『神戸法学年報』30、神戸大学大学院法学研究科。

廣峰正子 (2010)、「フランス債務法改正の最新動向—懲罰的損害賠償導入の可能性」『法律時報』82-11、日本評論社。

廣峰正子 (2011)、「フランス」『比較法研究』72、比較法学会。

舩岡宏成 (2012)、『アメリカ懲罰賠償法』、信山社。

樸博行 (2013)、「アメリカにおける大規模不法行為人身損害の賠償」『同志社法学』64-7、同志社法學會。

樸博行 (2014)、「イングランドにおける懲罰的損害賠償の成立背景と変遷」

『白鷗法学』21-1、白鷗大学法学部。

楳博行（2017）、「アメリカにおける大規模不法行為訴訟での懲罰的損害賠償」『法政論叢』53-1、日本法政学会。

吉村顕真（2007）、「19世紀アメリカ合衆国における懲罰的損害賠償の形成過程—近代損害賠償法における『懲罰的』要素の意義」『龍谷法学』40-3、龍谷大学法学会。

李世剛ほか（2017）、「中国消費者権益保護分野における懲罰的損害賠償制度の新たな動向」『国際商事法務』45-3、国際商事法研究所。